

議案の審議結果

令和5年9月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

9月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計42議案について、22日間にわたり熱心な審議が行われ、10月13日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	同意	継続審査	合計
予算		1			1
条例		5			5
事件		12	12	2	26
意見書・決議		10			10
計		28	12	2	42

※このほか、条例（議員提出議案）1件撤回承認

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
91	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算補正額 165億1,057万9千円 累計額 2兆2,459億8,945万8千円 継続費の補正 追加 1件 繰越明許費の補正 追加 19件 地方債補正 変更 6件	原案可決
92	災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の新設等しようとするものである。	原案可決
93	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の要件を定める等しようとするものである。	原案可決
94	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定めようとするものである。	原案可決
95	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	食品衛生法の一部改正を踏まえ、ふぐ処理施設の営業者が当該営業を譲渡する場合において、当該営業を譲り受けた者が新たに認定を受けることなく営業者の地位を承継することとしようとするものである。	原案可決

96	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	深谷市における町の区域の新設に伴い、寄居警察署の管轄区域の規定を整備しようとするものである。	原案可決
97	工事請負契約の締結について	工 事 名 23朝霞児童相談所(仮称)新築工事 施工箇所 朝霞市青葉台1丁目2番16 履行期限 令和7年1月31日 請負金額 14億3,000万円 請負業者 株式会社佐伯工務店ほか2社	原案可決
98	工事請負契約の締結について	工 事 名 越谷警察署庁舎新築工事 施工箇所 越谷市東越谷6丁目27番3、4、5及び6 履行期限 令和7年10月31日 請負金額 21億8,570万円 請負業者 古郡建設株式会社ほか1社	原案可決
99	工事請負契約の締結について	工 事 名 越谷警察署庁舎新築空調設備工事 施工箇所 越谷市東越谷6丁目27番3、4、5及び6 履行期限 令和7年10月31日 請負金額 6億3,250万円 請負業者 株式会社サイエイヤマト	原案可決
100	工事請負契約の変更契約の締結について	工 事 名 運転免許本部高齢者講習施設(仮称)庁舎新築工事 施工箇所 さいたま市岩槻区大字馬込字十番2100番5 履行期限 令和6年3月25日 変更請負金額 15億6,981万5,500円 今回増額 6,281万5,500円 請負業者 株式会社島村工業ほか1社	原案可決
101	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 抗インフルエンザウイルス薬(ゾフルーザ錠20mg167,600錠) 取得金額 1億7,990万8,437円 契約の相手方 塩野義製薬株式会社	原案可決
102	財産の取得について	財産の種類 物品 財産の内容 抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ1,396,000ブリスター) 取得金額 1億5,832万360円 契約の相手方 グラクソ・スミスクライン株式会社	原案可決

103	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
104	第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について	第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部を変更することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定めようとするものである。	原案可決
105	埼玉県国土利用計画の変更について	埼玉県国土利用計画を変更することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定めようとするものである。	原案可決
106	令和4年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	<p>一般会計歳入歳出決算</p> <p>予算現額 2兆6,071億3,457万2,155円</p> <p>収入済額 2兆3,916億8,485万5,482円</p> <p>支出済額 2兆3,442億 499万1,257円</p> <p>翌年度へ繰り越すべき財源 66億3,727万4,810円</p> <p>実質収支額 408億4,258万9,415円</p> <p>前年度実質収支額 345億9,683万1,863円</p> <p>単年度収支額 62億4,575万7,552円</p> <p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>予算現額 1兆2,777億8,545万1,107円</p> <p>収入済額 1兆2,598億8,086万1,496円</p> <p>支出済額 1兆2,513億3,633万9,234円</p> <p>翌年度へ繰り越すべき財源 1億1,037万5,471円</p> <p>実質収支額 84億3,414万6,791円</p> <p>前年度実質収支額 139億8,849万3,927円</p> <p>単年度収支額 △55億5,434万7,136円</p>	継続審査
107	令和4年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	<p>令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計</p> <p>令和4年度埼玉県工業用水道事業会計決算</p> <p>令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計決算</p> <p>令和4年度埼玉県地域整備事業会計決算</p> <p>令和4年度埼玉県流域下水道事業会計決算</p>	継続審査
108	損害賠償の額を定めることについて	退職手当の未払いに係る損害賠償の額を定めようとするものである。	原案可決

109	彩の国功労賞の贈呈について	柳澤明希氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
110	彩の国功労賞の贈呈について	上野優佳氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
111	彩の国功労賞の贈呈について	高野正氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
112	彩の国功労賞の贈呈について	南萌華氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
113	彩の国功労賞の贈呈について	高橋はな氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
114	彩の国功労賞の贈呈について	石川璃音氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
115	彩の国功労賞の贈呈について	猶本光氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
116	彩の国功労賞の贈呈について	清家貴子氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
117	彩の国功労賞の贈呈について	長谷川唯氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
118	彩の国功労賞の贈呈について	池田太氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
119	彩の国功労賞の贈呈について	菊島宙氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意
120	彩の国功労賞の贈呈について	寺林眞智子氏に彩の国功労賞を贈呈することについて同意を得ようとするものである。	同 意

議員提出議案（意見書・決議等）

議第24号議案

北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げに断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議

本年8月24日、北朝鮮は、沖縄本島と宮古島との間の上空を通過する形で、弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げを強行した。

今般、北朝鮮が行った衛星発射は、航空機や船舶はもとより、上空を通過したと判断される地域の住民の安全の観点からも極めて問題のある行為である。衛星打ち上げを目的とするものであっても、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も禁じている国際連合安全保障理事会決議等への明らかな違反である。

これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であり、断じて容認できない。また、我が国のみならず、国際社会全体に対する挑発をエスカレートさせる明白な暴挙である。

本県議会は、北朝鮮に対し、最も強い言葉で抗議と非難の意を表明するとともに、核兵器及び弾道ミサイル等の開発を即刻放棄し、更なる軍事的挑発行動を行わないよう重ねて強く求めるものである。

また、国は、米国をはじめとする関係国と緊密に協力し、国際連合安全保障理事会決議に基づく制裁措置を完全に履行するとともに、我が国独自の制裁措置をより一層強化し、北朝鮮に対し、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた具体的行動を促すよう強く求める。

以上、決議する。

令和5年9月22日

埼玉県議会

原案可決

議第26号議案

建設業における労働環境の整備を求める意見書

建設業は、良質な社会資本整備や迅速な災害復旧の担い手として、国民生活に貢献する重要な役割を担うとともに、地域経済活動を支えている。

令和3年後半から、原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により各建設資材価格の高騰がみられたことから、建設業界において、価格変動への対応が困難となる問題が顕在化している。

建設業の就業者数は、令和4年度には479万人と、ピークであった平成9年の685万人から約3割減少した。年齢構成については、55歳以上が35.9%、29歳以下は11.7%と高齢化が進行している。特に、建設業の就業者のうち多くの割合を占め、建設工事の直接的な作業を行う技能者については、60歳以上が約4分の1を占め、10年後にはその大半が引退することが見込まれる一方で、これからの建設業を支える29歳以下は約1割になっており、次世代への技術承継や、若年入職者の確保及び定着促進は

喫緊の課題である。

また、公共工事設計労務単価については、11年連続で上昇しており、11年前と比べ65.5%上昇している一方で、事務職も含めた建設業の賃金は、同じく過去11年の伸びが25.4%に留まり、設計労務単価の伸びに比べ、賃金の伸びは追いついていない。

さらに、他産業で標準的な週休2日が建設業には十分に浸透しておらず、年間総実働時間は全産業と比べて90時間長い。この背景に、業務の特性や、発注者による著しく短い工期の設定や発注内容の頻繁な変更等の取引慣行の存在等といった課題があることから、時間外労働の上限規制については、適用が5年間猶予されていた。猶予期間が終了して、令和6年（2024年）4月から時間外労働の罰則付きの上限規制が適用となるため、建設業の2024年問題と言われる担い手不足の深刻化が懸念されている。

こうした中、国は関係団体と連携し、技能者の技能と経験に応じた処遇改善と、現場の生産性向上を図るための仕組みである建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）について、民間工事も含め、あらゆる工事での完全実施を目指し、施策を講じている。CCUS登録技能者数は、本年7月末時点で技能者全体の4割を超える124万人強となっているものの、目標に向けては未だ道半ばである。

よって、国においては、処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進め、担い手確保、定着促進及び次世代への技術承継の環境づくりに全力を挙げることによって、建設業を将来にわたり持続可能なものにするため、下記の事項について財政措置を含めた特段の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 時間外労働の罰則付き上限規制の適用に対応するため、建設現場において工期延長の必要性が高まることから、工期設定の適正化を図ること。併せて、週休2日を標準とした取組に移行するとともに、週休2日工事で実際に要した経費を調査し、現行経費に代わる新たな補正措置を講ずること。
- 2 働き方改革を進めるに当たり、担い手不足感が特に強い中小企業・小規模事業者に対する支援をさらに拡充すること。
- 3 技能者について、CCUSを活用して、適切な労働環境を確保することで新規入職を促し、育成して、技能・経験を客観的に評価し、適切な処遇に結びつける好循環を完成させること。
- 4 公共工事に関して、公共工事設計労務単価に相当する賃金の行き渡りを徹底させることで技能者等の処遇を改善するとともに、民間工事にもその流れを広げるように努めること。また、不当な廉売行為の制限等により、小規模事業者の技能者等にも賃上げが十分行き渡るように取り組むこと。
- 5 データ連携等を通じた適時適切かつ効率的な施工管理をはじめ、情報通信技術の活用などによる生産性向上の取組を進めること。
- 6 資材価格高騰等の価格変動に対応するため、受注者に価格高騰分の負担が偏らないように、受発注者間での透明性の高い協議プロセスの場を構築し、制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
国土強靱化担当大臣
新しい資本主義担当大臣

様

原案可決

議第27号議案

物流の2024年問題への対応を求める意見書

物流は、国民生活や経済活動などを支える重要な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要があるが、担い手不足やカーボンニュートラルへの対応を求められている。

こうした中、令和6年4月からトラックドライバーに対して時間外労働の罰則付きの上限規制が適用され、一人当たりの労働時間が短くなる。そのため、このまま推移すると、2024年度には約14%、2030年度には約34%の輸送力が不足すると推計されており、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない、いわゆる物流の2024年問題に直面している。

国においては、荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」等を策定した。

これらの対策の実効性を担保するには、関係事業者による取組の徹底が必要不可欠であるとともに、周辺環境の整備に向けた更なる支援が重要である。

よって、国においては、物流の適正化や労働生産性の向上等を図り、持続可能な物流を実現するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 荷主事業者・物流事業者間における荷待ち・荷役時間の短縮等の物流負荷の軽減、多重下請構造の是正及び荷主事業者における全社的な物流改善への取組の促進などに向けて、規制的措置に係る法令を着実に整備すること。
- 2 実運送事業者に正当な対価が支払われるよう、トラック法に基づく標準的な運賃水準を見直すとともに、運送契約に含まれる荷待ち・荷役、附帯業務等の輸送以外のサービスについて、範囲を明確化し、標準的な水準等を示すこと。また、荷待ち・荷役に係る費用、燃料費高騰分や下請発注時の手数料等の明確化及び有料化を促し、荷主事業者や元請事業者に適正に転嫁できるように標準運送約款を見直すこと。
- 3 時間外労働の削減、勤務間インターバル制度の導入等の働き方改革を進めるに当たっては、担い手不足感が特に強い中小企業・小規模事業者に対する支援をさらに拡充すること。

4 自動運転、ドローン物流、自動配送ロボットや自動倉庫等の物流DXや、EVトラックの導入の推進など車両・物流施設等の脱炭素化等の物流GX、さらには、トラック大型化等によるモーダルシフトなどの物流の生産性を向上させる取組を実効性のあるものとして推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
GX実行推進担当大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
デジタル大臣

様

原案可決

議第28号議案

建設アスベスト被害者の救済を求める意見書

令和3年5月、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、建設アスベスト給付金法が成立し、令和4年1月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、当該給付金の支給対象者は、従事した業務の種類や期間などにより限定されている。さらに、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められていない。

よって、国においては、建設アスベスト被害者の救済のため、下記の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 アスベストによる健康被害者の治療や症状の進行抑制に効果のある研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。
- 2 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3 全ての建設アスベスト被害者が救済されるよう、給付金の対象者拡大を検討し、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

様

原案可決

議第29号議案

公立教員の処遇改善等を求める意見書

近年、臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数（配置数）が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしていない、いわゆる「教師不足」が生じていることが課題となっている。国が初めて全国規模で実施した「『教師不足』に関する実態調査」によると、令和3年度は、始業日においては2,558人、5月1日時点では2,065人の教師の不足が発生していることが判明した。

また、令和5年4月に公表された「令和4年度教員勤務実態調査」の速報値によると、平成28年度の前回調査と比較して、全ての職種で平日・土日ともに在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多く、引き続き働き方改革の取組をしっかりと加速させる必要がある。

昭和46年に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）では、公立教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例が規定された。この際に、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職員調整額として給与月額4%が支給されることになった。しかし、この4%の根拠は昭和41年度に実施された勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合であり、現在の教員の勤務実態とは大きく乖離している。

一方、学校の安全については、平成13年に8人が犠牲となった大阪教育大学附属池田小学校における事件を契機に安全対策を進めてきたが、その後も侵入者による襲撃事件はたびたび発生している。

本県においても本年3月に、戸田市の公立中学校への侵入者による襲撃事件が発生し、生徒の安全を守るために身を挺した教師が後遺症の残る重傷を負った。この事件後に、被害者である教師自身が加害者からの被害の補償を受けるために直接交渉を余儀なくされるなど、現行の公務災害補償制度には不十分な面があり、補償制度のより一層の充実が必要不可欠となっている。

よって、国においては、公立教員の処遇改善及び働き方改革並びに学校の指導・運営体制の充実のために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 教員及び教員業務支援員の小・中学校への配置拡大や小学校高学年の教科担任制の強化などの教員定数改善施策を加速化すること。また、学校行事の在り方の見直しやICTの更なる活用等により教員の負担軽減を図るとともに、臨時教員確保のための支援を進めること。
- 2 勤務実態に応じた給与体系への改善を行うなど、教員の処遇を抜本的に見直すこと。併せて、教員の処遇改善に係る一連の施策についての安定的な財源を確保すること。

3 学校における安全対策を徹底するための施設整備に係る財政支援を拡充すること。また、教員が学校への侵入者による犯行などに対応したことで公務上の災害に見舞われた場合における、第三者加害事案での補償額の引上げなど、公的な補償制度のより一層の充実について検討すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
デジタル大臣
新しい資本主義担当大臣

様

原案可決

議第30号議案

信号灯器のLED化の早期実現を求める意見書

安全で安心して暮らせる快適な交通環境の実現は、国民すべての願いである。信号機は、交通事故を防止し、車の流れをスムーズにする。そのことにより、排出ガスや騒音等の交通公害を減少させて交通環境を改善するという非常に大切な役割も担っている。

信号機を構成する機器のうち、青・黄・赤信号を表示する信号灯器には、従来型の電球式と後継のLED式が存在する。

電球式では西日等が当たった場合に点灯しているように見える現象が起こることもあるが、LED式ではそれが防止される。また、LED式は、消費電力が電球式の6分の1程度であるため、省エネルギー効果が高く、電気料金が低減され、CO₂の削減にも効果がある。さらに、寿命に関しては、電球式は半年から1年程度であるが、LED式では6年から8年程度と見込まれており、交換の手間が大きく減少する。

このため、信号灯器の電球式からLED式への交換が進められている。

このような中、国は、信号機の設置者である都道府県公安委員会に対して、信号機等の整備に要する経費の10分の5を補助しているものの、令和4年3月末時点の全国のLED式信号灯器数は約153万灯器であり、信号灯器全体に占める割合は約66.6%に留まっている。

さらに、国内で信号灯器に使用する電球を販売しているのは2社だけであるが、2社いずれもが令和10年3月に当該電球の生産を終了する予定であると報道されていることも踏まえると、信号灯器のLED化は急務である。

よって、国においては、全ての信号灯器のLED化を早期実現するため、財政支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第31号議案

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生は、全国で半数以上の26道県の84例に広がり、殺処分数は約1,771万羽と過去最大となり、養鶏農家や消費者等に大きな影響が及んだ。本県においても4例が確認され、約46万羽について殺処分と埋却を行い、農場の消毒などの防疫措置を実施した。

さらに、世界に目を転じて、欧州で1270例、米国では840例を超える鳥インフルエンザの発生が確認され、2020年から世界各地で多様なウイルスが出現している。我が国における鳥インフルエンザは、渡り鳥がウイルスを持ち込むことにより発生するとされ、国内だけで対策を講じても十分とは言えない。

一方、発生農家や移動制限・搬出制限区域内等農家の損失については、国から手当金等が交付される。しかし、昨シーズンに本県において発生した事例については、対象農家に手当金等が未だ交付されておらず、早期の経営再開や経営安定の支障になっており、出荷が再開されるまで収入が得られない農家は事業継続が困難となるおそれも生じている。

よって、国においては、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止対策の一層の強化や損害を受けた農家に対する支援の早期化のため、下記事項を早急を実施するよう強く要望する。

記

- 1 感染拡大防止に有効なワクチンの研究開発を実施するなど、関係各国と連携して、世界規模での感染拡大リスクに備えた抜本的な予防対策に取り組むこと。
- 2 発生農家に対するへい殺畜等手当金について、昨シーズンの未交付分を早急に交付するとともに、移動制限・搬出制限区域内等の農家の損失補てん金が早急に交付されるよう、国が都道府県への支援を強化すること。今後は迅速に交付するとともに、全額一括交付ができない場合は一部先行交付を検討するとともに、交付時期や交付額について速やかに示すこと。
- 3 発生都道府県における負担の増加を踏まえ、国庫補助率の引上げや、人件費などを含めた補助対象経費を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

様

原案可決

議第32号議案

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等により身体への強い衝撃を受けたことが原因で脳脊髄液が漏れ、頭痛、頸部痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状を呈する疾患である。

こうした症状によって苦しんでいる患者の状況が全国で数多く報告され、山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省による研究が進んだ結果、平成28年4月から治療法として、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が保険診療のもとに治療を受けることができるようになった。

その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1箇所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、ブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要であるものの、現状ではこの点について、診療上の評価がされていない。

また、脳脊髄液減少症の患者の中には、ブラッドパッチ療法の保険適用（J007-2）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件が当てはまらない患者もいるため、その場合も認める必要がある。

よって、国においては、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向けて、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の症状において、「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件が当てはまらない患者もいるため、診療報酬における算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

様

原案可決

議第33号議案

認知症の新薬が必要な人に届く体制の整備を求める意見書

我が国の認知症患者は、2025年に65歳以上の5人に1人となり、全体で約700万人に達すると推計されている。

こうした中、厚生労働省は、日本と米国の製薬会社が共同開発したアルツハイマー病の治療薬「レカネマブ」（以下「新薬」という。）を承認した。この新薬は、アルツハイマー病の原因物質に直接働き掛け、症状の進行を抑制する国内初の薬であり、早ければ年内にも実用化される。

認知症患者のうち、7割程度を占めるとされるアルツハイマー病は、アミロイドβ（ベータ）と呼ばれるたんぱく質が脳内に蓄積し、神経細胞が破壊されることなどが原因と考えられている。新薬は、このアミロイドβを取り除く効果が確認されている。臨床試験（治験）では、投与開始から1年半後の時点で、偽薬を使用した患者と比べて症状の悪化が27%抑制された。これは症状の進行を約7か月半遅らせる効果に相当するとの見解が示されている。

ただし、新薬は、全ての認知症患者に投与できるわけではなく、症状の進行を遅らせるものであることから、投与対象となるのは、早期アルツハイマー病患者と、その前段階の軽度認知障害の人に限られる。

そのため、新薬を効果的に使用するためには、早期の段階で、原因物質であるアミロイドβの蓄積量の検査が不可欠である。この蓄積量の検査は特殊な画像検査となるが、検査可能な施設は都市部に集中しており、地域差が大きくなっている。

本年6月に制定された認知症対策基本法では、患者が住む地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けられるよう、施策を講ずるものと定められている。

よって、国においては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会に向けて、新薬が必要な人に届く体制を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

様

オンライン本会議の本格実現を求める意見書

人口減少と高齢化が急速に進行することで地方公共団体の経営資源はますます制約される一方、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大している。このため、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方について議論等を行う議会の役割は、これまで以上に重要となっている。

このような中、新型コロナウイルス感染症のまん延時等における社会経済活動の継続のためのツールとして、デジタル技術の有用性が広く認識されたことから、議会がその役割を発揮する上でデジタル化への対応はますます重要になっている。

議会へのオンラインによる出席に関して、委員会については、条例改正等の措置を講じた上でオンラインにより出席することが可能となったことから、本県議会では、令和3年に関係諸規程を整備し、令和4年3月からオンライン委員会を開会している。オンライン委員会には、感染症のまん延時等の緊急時に審査を行えることや、育児・介護等の事情により議場に来ることが困難な委員も審査に参加できるなど大きなメリットがある。

一方、本会議については、議決や定足数の要件である「出席」について、現に議場にいる必要があるとの見解が国から示された。併せて、表決及びこれを前提とした質疑や討論以外の、行政事務全般に対する執行機関の見解をただす趣旨での「質問」は、オンラインにて実施することは差し支えないとした。いわゆる一般質問等をオンラインによって行うことが可能になったことは一歩前進ではあるものの、あくまで欠席の取扱いのままである。

感染症のまん延や災害発生等の緊急時における地方議会の機能の維持、育児・介護の事情により議場に来ることが困難な議員の審議への参加、さらには、勤労者・女性・若者等の多様な人材の議会への参画に道を開くという観点から、議案の表決等においてもオンラインにより参加できるようにする必要がある。

よって、国においては、オンラインによる本会議への出席を可能とするとともに、出席要件等については各議会の実情に合わせた判断を可能とする制度について、早急に検討を進め、導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月13日

埼玉県議会議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
デジタル大臣	

議員派遣について

令和5年10月13日

次のとおり議員を派遣する。

議会図書室の運営等に関する調査

- 1 目的 図書館等の管理運営状況の調査
- 2 派遣場所 東京都
- 3 派遣時期 11月
- 4 派遣議員 図書室委員会に所属する議員

原案可決

議員派遣の中止について

令和5年10月13日

令和5年6月定例会で議決した埼玉県議会「埼玉県・山西省友好県省締結40周年」親善訪問団に係る議員派遣を中止する。

原案可決

【参考】

埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例

埼玉県虐待禁止条例（平成29年埼玉県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の一条を加える。

（児童の放置の禁止等）

- 第6条の2 児童（9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）を現に養護する者は、当該児童を住居その他の場所に残したまま外出することその他の放置をしてはならない。
- 2 児童（9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）を現に養護する者は、当該児童を住居その他の場所に残したまま外出することその他の放置（虐待に該当するものを除く。）をしないように努めなければ

ばならない。

- 3 県は、市町村と連携し、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。）に関する問題を解消するための施策その他の児童の放置の防止に資する施策を講ずるものとする。

第8条に次の一項を加える。

- 2 県民は、虐待を受けた児童等（虐待を受けたと思われる児童等を含む。第13条及び第15条において同じ。）を発見した場合は、速やかに通告又は通報をしなければならない。

第13条第1項中「(虐待を受けたと思われる児童等を含む。以下この条及び第15条において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

撤回承認